

発議第 8 号

軽度・中等度聴覚障がい児等の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書

【議案提出担当課：議会事務局】

軽度・中等度難聴児は、会話音はもとより環境音の聞き取りにおいて、高度難聴とは異なる固有の課題を有しています。軽度・中等度という言葉であっても、深刻でないとは言えません。

奈良県では、軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対する助成制度がありますが、補聴器を装用するためには補聴器とは別にイヤーマールド（耳あて）が必要となります。身体の成長が著しい幼児期から青年期においては、幼児期なら半年に 1 回、小学生なら 1 年に 1 回の頻度で作り直しが必要と言われています。また、昨今の酷暑の影響もあり、汗をかき補聴器内部にさびが発生し不具合が生じることも頻繁にあります。奈良県の軽度・中等度難聴児補聴器購入助成制度では、成長に伴うイヤーマールド交換を含め、修理費については、現在、助成対象には含まれておりません。

また、特に言語習得期の幼児期や、小・中・高校と集団の中でコミュニケーションを交わし社会性を身につける年齢層の一側性難聴児童・生徒にとって有用な機器と言われているクロス補聴器についても、現在、助成対象に含まれておりません。

さらに、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成制度は、県下の 18 歳未満の難聴児を対象とした制度であり、18 歳以上の障害者手帳を持たない難聴者は、高価な補聴機器を全額自費で購入しなければなりません。

身体障害者手帳を持たない軽度・中等度難聴にも障害者総合支援法のルールを拡大し、障害程度による差や地域差がないように、全国で統一した支援制度を適用すべきです。

奈良県においては、国に対して、統一した支援制度を求めるとともに、聴覚障がい児・者の教育的・社会的参加の促進のため、補聴器購入助成制度の改善の検討をしていただきたく、以下のとおり要望します。

記

- 1 購入助成対象の項目に、成長に伴うイヤーマールドの交換や補聴器の修理費を含めること。
- 2 クロス補聴器を購入助成対象とすること。
- 3 18歳以上の軽度・中等度聴覚障害者を対象とした補聴器購入助成制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月26日

奈良県斑鳩町議会